

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
67	令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務で特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託業者に機密保護等の誓約書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務		
②事務の内容 ※	【事務概要】 令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に掲げる物価高の克服の事項についての対応として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が措置された。 本市においても、当該交付金の交付対象事業として令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠が設けられ、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)(以下「調整給付金(当初給付分)」という。)の支給額に不足が生じる者等に対し支給事務を行う。 【事務内訳】 ・本市において支給要件の確認可能な対象者の抽出(支給要件の確認)、対象者の公金受取口座情報の取得、対象者のうち本市で公金受取口座を把握できる者へは申込書、本市で公金受取口座を把握できない者へは確認書等の送付、返送された確認書等の受理(オンライン申請も含む)、内容審査を行い、給付金の口座振込を行う。 ・令和6年1月2日以降に他の市区町村から本市へ転入した者等本市において支給要件の確認ができない者等への申請書の送付・受付、支給要件の確認、令和6年1月1日(令和6年度の個人住民税の賦課期日)時点の課税情報の取得、申込書または不支給通知の送付、給付金の口座振込を行う。 【支給対象者】 次のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で大阪市内に住所を有する者。ただし、所得税法(昭和40年法律第33号)上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。 (1) ア及びイに掲げる額の合計額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者 ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一年計配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額から、定額減税前の令和6年分所得税額を差し引いた額 イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額から、定額減税前の令和6年度分個人住民税所得割額を差し引いた額 ウ 調整給付金(当初給付分)の額 (2) 定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者(※) (3) 定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者(※) (4) 前3号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱(令和5年11月29日付け府地創第327号)に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者 ・令和5年所得において、扶養親族として住民税の定額減税の対象になったものの、令和6年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象から外れてしまった者 ・令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)であったため、扶養親族として住民税の定額減税の対象から外れてしまったものの、令和6年所得において合計所得金額48万円以下であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象になった者 ・令和5年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)で、本人として当初調整給付の給付対象者であり、令和6年所得においても、引き続き、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等であるものの、本人としても扶養親族としても所得税の定額減税の対象から外れてしまった者 (※) 調整給付金(当初給付分)の給付対象者(控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。)及び、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和5年法律第81号)第2条第1号に掲げる世帯、同法施行規則(令和5年内閣府・総務省・財務省令第1号)第2条第1号ロ、ハ又はニに掲げる世帯の世帯主又は世帯員を除く		
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務事務システム
②システムの機能	当該事務で利用する範囲のみ記載。 1. 個人住民税機能 1月1日時点で大阪市内に住所がある個人及び大阪市内に事務所・事業所や家屋敷がある個人を納税義務者として、納税義務者に対し給与や公的年金等を支払っている者を特別徴収義務者として管理し、課税業務を実施する機能である。納税義務者から提出された市・府民税申告書、国税庁から国税連携システムを経由して授受した確定申告書、特別徴収義務者から提出された給与支払報告書や公的年金等支払報告書等の情報を基に、納税義務者毎の課税額を算出し、納税義務者及び特徴義務者単位で管理すると共に、扶養関係等の各種調査結果や各納税義務者からの減免申請等に基づき課税額の変更を行う。また、課税額を決定する上で必要となる、生活保護の受給状況・障がい者手帳の交付状況、国民健康保険料や介護保険料の納付状況等の情報について福祉局等の住民情報系基幹システムからリンケージにより情報を取得し管理する。さらに、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。 2. 宛名管理機能 他の機能にて使用する納税義務者の情報、また納税義務者の氏名・住所・帳票出力における送付先等を一元的に管理する機能である。住民基本台帳等事務システムの情報を基に、大阪市の納税義務者になる市民の情報を登録するほか、各課税業務における申告書の入力業務や調査に係る住所情報の入力業務等に合わせて送付先住所・電話連絡先等の情報を入力・更新し、納税義務者の住所(所在地)・送付先等を管理する。また、管理した納税義務者情報及び送付先住所・電話連絡先等の情報について、各機能と連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（中間サーバ、地方税ポータルシステム(eLTAX)、国税連携システム）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合基盤システム
②システムの機能	1. 統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する機能 付番した団体内統合宛名番号を業務システム、中間サーバへ連携する機能 2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3. 中間サーバ連携機能 中間サーバからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能 4. 業務システム連携機能 業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能 5. セキュリティ関連機能 業務システムのサーバや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能 6. 認証機能 業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（中間サーバ、連携するシステム全て）

システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報の受領を行う。 3. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、統合基盤システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 4. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 5. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、符号取得のための情報等について連携する。 6. セキュリティ管理機能 7. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 8. システム管理機能 パッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
3. 特定個人情報ファイル名	
1. 定額減税補足給付金（不足額給付）支給対象者ファイル、2. 定額減税補足給付金（不足額給付）申請者（転入者）ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1. 定額減税補足給付金（不足額給付）支給対象者ファイル 税務事務システムより税情報を含む支給対象者情報を抽出し、給付額を算定した後、対象者へプッシュ型の給付を行うため、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき登録された口座等について照会する必要がある。 2. 定額減税補足給付金（不足額給付）申請者（転入者）ファイル 給付金の支給要件を確認するため、令和6年1月2日以降に本市に転入し、かつ令和7年1月1日時点で本市に住民登録している者のうち支給要件に該当するものとして申請書の提出があった者について、令和6年1月1日（令和6年度の個人住民税の賦課期日）時点の課税情報の照会を行う必要がある。
②実現が期待されるメリット	1. 定額減税補足給付金（不足額給付）支給対象者ファイル 本市において支給要件の確認可能な対象者に迅速に給付金を支給することができる。 2. 定額減税補足給付金（不足額給付）申請者（転入者）ファイル 令和6年1月2日以降に本市に転入し、かつ令和7年1月1日時点で本市に住民登録している者のうち支給要件に該当するものとして申請書の提出があった者について、迅速かつ正確に支給要件を確認することができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表の第135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条（令和3年法律第38号）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第160の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部課税課
②所属長の役職名	財政局税務総長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

別紙1のとおり

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
1. 定額減税補足給付金(不足額給付)支給対象者ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	次のいずれかに該当する者であって、令和6年1月1日及び令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者。ただし、所得税法(昭和40年法律第33号)上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。 (1) ア及びイに掲げる額の合計額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者 ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額から、定額減税前の令和6年分所得税額を差し引いた額 イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額から、定額減税前の令和6年度分個人住民税所得割額を差し引いた額 ウ 調整給付金(当初給付分)の額 (2) 定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者(※) (3) 定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者(※) (※) 調整給付金(当初給付分)の給付対象者(控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。)及び、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和5年法律第81号)第2条第1号に掲げる世帯、同法施行規則(令和5年内閣府・総務省・財務省令第1号)第2条第1号ロ、ハ又はニに掲げる世帯の世帯主又は世帯員を除く	
	その必要性	税務事務システムより税情報を含む支給対象者情報を抽出し、給付額を算定した後、対象者へプッシュ型の給付を行うため、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき登録された口座等について照会する必要がある。

④記録される項目	＜選択肢＞ [50項目以上100項目未満] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※ ・識別情報 [] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (口座情報登録・連携ファイル関係情報)
	その妥当性 個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報、氏名・生年月日・住所(性別は記録しない)、電話番号は、税務事務システムより税情報を含む支給対象者情報を抽出するために用いる必要がある。 口座情報登録・連携ファイル関係情報は、給付対象者へ迅速かつ正確にプッシュ型の給付を行うために用いる必要がある。
	全ての記録項目 別添2を参照。
⑤保有開始日	令和7年7月17日
⑥事務担当部署	財政局税務部課税課個人課税グループ

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③入手の時期・頻度		令和7年7月下旬、1回
④入手に係る妥当性		入手方法:迅速にプッシュ型の給付を行うため公金受取口座情報を把握する必要があるため。 入手時期・頻度:国が定める給付金の事務処理基準日及び支出決定期限を踏まえ、令和7年7月下旬時点の税情報を基に対象者の抽出や給付額の算定を行うこととしており、対象者を抽出後に公金受取口座情報の照会を行う必要があるため。
⑤本人への明示		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条において、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができるとされている。 また、取得した公金受取口座情報へ給付金の振込を行う際は、登録された公金受取口座に振込を行う旨を本人に通知する。
⑥使用目的 ※		給付金の支給対象者を把握したのち、迅速かつ正確な給付金事業を実施するために、公金受取口座情報を取得し、あらかじめ口座情報を把握することで、プッシュ型による給付を行うため。
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局税務部課税課個人課税グループ
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		税務事務システムより抽出した支給対象者の公金受取口座情報について中間サーバを使用し、照会を行う。
	情報の突合 ※	支給対象者へ迅速にプッシュ型の給付を行うため、公金受取口座情報について、情報提供ネットワークシステムを経由し、宛名番号と団体内統合宛名番号を用いて本市の情報と突合する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人が判別できる情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	権利利益に影響を与える決定は行わない。
⑨使用開始日		令和7年7月17日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件	
委託事項1	定額減税補足給付金(不足額給付)支給におけるデータ抽出等	
①委託内容	定額減税補足給付金(不足額給付)支給対象者の抽出、中間サーバを使用し口座情報の照会を行うデータの作成・運用及びオペレーション業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
その妥当性	システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (特定個人情報ファイルの提供はしていないが、必要に応じて本市指定の保守作業場所にて、システムの直接操作を認めている)	
⑤委託先名の確認方法	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名	株式会社 日立製作所 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。 また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。 なお、業務委託契約書において、再委託先には委託先と同等の特定個人情報保護に関する役務を課している。
	⑨再委託事項	業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務

委託事項2～5	
委託事項2	
税務事務システム・電子申告システム運用保守業務委託	
①委託内容	
税務事務システム及び電子申告システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性 システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数	
＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	
☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 （情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。）	
⑤委託先名の確認方法	
大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名	
株式会社 日立製作所 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※
	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法
再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。 また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。 なお、業務委託契約書において、再委託先には委託先と同等の特定個人情報保護に関する役務を課している。	
⑨再委託事項	
業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務	

委託事項3		中央情報処理センター運用業務委託
①委託内容		中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 [特定個人情報ファイルの全体]
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [10人以上50人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 また、業務委託契約書において、再委託先には委託先と同等の特定個人情報保護に関する役務を課している。
	⑨再委託事項	中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理における一部業務

委託事項4		中央情報処理センター第二別館運用業務委託	
①委託内容		バックアップ用媒体の管理	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
	その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報を保存した媒体の管理、保管業者への受け渡しを委託している。なお、媒体作成は自動処理を行っているため、サーバ室のテープ装置でのテープ装填・取り出し作業のみで個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （サーバ室内で鍵付きのサーバラックに設置されたテープ装置に対してテープを装填・取り出し作業を実施しており、委託先に特定個人情報を提供する）	
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名		株式会社オプテージ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項5		基幹系システム統合基盤運用保守	
①委託内容		基幹系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		〔 特定個人情報ファイルの全体 〕 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	〔 100万人以上1,000万人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
	その妥当性	安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数		〔 10人以上50人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙 〔 ○ 〕その他 （サーバー設置場所、または中央情報処理センター内の情報システム室に における運用保守のみのため提供しない。	
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名		株式会社NTTデータ関西	
再委託	⑦再委託の有無 ※	〔 再委託する 〕 ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 また、業務委託契約書において、再委託先には委託先と同等の特定個人情報保護に関する役務を課している。	
	⑨再委託事項	統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築（本番・保守）、及び運用保守における一部業務	

委託事項6		バックアップ用媒体の運搬及び保管業務委託	
①委託内容		災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬及び保管。 外部記憶媒体を保護ケースに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ケースを配送する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
	その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報の保管を専門の民間事業者に委託している。なお、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。	
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (鍵付の保護ケースに媒体を格納し、委託業者に預けている。)	
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名		株式会社NXワンビシアーカイズ大阪支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		本給付事務においては、中間サーバによる公金受取口座情報照会時に一時的に特定個人情報ファイルを作成する。情報照会時に委託業者が作成した特定個人情報ファイルは公金受取口座情報取得後速やかに消去し、保管を行わない。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [定められていない]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	本給付事務においては、中間サーバによる公金受取口座情報照会時に一時的に特定個人情報ファイルを作成する。情報照会時に委託業者が作成した特定個人情報ファイルは公金受取口座情報取得後速やかに消去し、保管を行わない。												
③消去方法		＜委託業者における措置＞ 情報提供ネットワークシステムを用いて特定個人情報を照会し、情報連携を行う際に作成した特定個人情報ファイルは口座情報取得後速やかに消去し、複数人によるダブルチェックを行うこととしている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。												
7. 備考														

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 定額減税補足給付金(不足額給付)申請者(転入者)ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	令和6年1月2日以降に本市に転入し、かつ令和7年1月1日時点で本市に住民登録している者のうち、支給要件に該当するものとして申請書の提出を行った者。
その必要性	給付金の支給要件を確認するため、令和6年1月2日以降に本市に転入し、かつ令和7年1月1日時点で本市に住民登録している者のうち支給要件に該当するものとして申請書の提出があった者について、令和6年1月1日(令和6年度の個人住民税の賦課期日)時点の課税情報の照会を行う必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (連携ファイル関係情報)
その妥当性	個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号)、氏名・生年月日・住所(性別は記録しない)、地方税関係情報、連携ファイル関係情報は、支給対象者を正確に特定し、給付額を算定するために用いる必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和7年7月17日
⑥事務担当部署	財政局税務部課税課個人課税グループ

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の市区町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	令和7年8月～10月、申請書の提出があった都度	
④入手に係る妥当性	入手方法: 給付金の支給要件を確認するため、令和6年1月2日以降に本市に転入し、かつ令和7年1月1日時点で本市に住民登録している者のうち支給要件に該当するものとして申請書の提出があった者について、令和6年1月1日(令和6年度の個人住民税の賦課期日)時点課税情報の照会を行う必要があるため。 入手時期・頻度: 国が定める給付金の事務処理基準日及び支出決定期限時期を踏まえ、本市で支給要件の確認がとれない者からの申請書受付期間を定めており、迅速に支給を行うため申請書の提出があったタイミングで入手する必要があるため。	
⑤本人への明示	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条において、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができるとされている。 また、申請者への誓約事項として、税情報等の公募の確認を行うこと等を申請書に記載している。	
⑥使用目的 ※	令和6年1月2日以降に本市に転入し、かつ令和7年1月1日時点で本市に住民登録している者のうち支給要件に該当するものとして申請書の提出があった者について、令和6年1月1日(令和6年度の個人住民税の賦課期日)時点の個人住民税課税情報を取得し、支給要件の確認・給付金の支給決定を行うため。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局税務部課税課個人課税グループ
	使用者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	令和6年1月2日以降に本市に転入し、かつ令和7年1月1日時点で本市に住民登録している者のうち支給要件に該当するものとして申請書の提出があった者について、中間サーバを使用し令和6年度分個人住民税の課税状況を照会し、給付金の支給要件の確認及び給付金の支給決定を行う。	
	情報の突合 ※	支給要件の確認・給付金の支給決定を行うため、令和6年1月2日以降に本市に転入し、かつ令和7年1月1日時点で本市に住民登録している者のうち支給要件に該当するものとして申請書の提出があった者について、令和6年1月1日(令和6年度の個人住民税の賦課期日)時点の個人住民税課税情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて取得のうえ、宛名番号と団体内統合宛名番号を用いて本市の情報と突合する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人が判別できる情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	権利利益に影響を与える決定は行わない。
⑨使用開始日	令和7年7月17日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件	
委託事項1	税務事務システム・電子申告システム運用保守業務委託	
①委託内容	税務事務システム及び電子申告システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
その妥当性	システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)	
⑤委託先名の確認方法	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名	株式会社 日立製作所 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。 なお、業務委託契約書において、再委託先には委託先と同等の特定個人情報保護に関する役務を課している。
	⑨再委託事項	業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務

委託事項2～5		
委託事項2		中央情報処理センター運用業務委託
①委託内容		中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 また、業務委託契約書において、再委託先には委託先と同等の特定個人情報保護に関する役務を課している。
	⑨再委託事項	中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理における一部業務

委託事項3		中央情報処理センター第二別館運用業務委託	
①委託内容		バックアップ用媒体の管理	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
	その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報を保存した媒体の管理、保管業者への受け渡しを委託している。なお、媒体作成は自動処理を行っているため、サーバ室のテープ装置でのテープ装填・取り出し作業のみで個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 サーバ室内で鍵付きのサーバラックに設置されたテープ装置に対してテープを装填・取り出し作業を実施しており、委託先に特定個人情報を提供することはない。 [○] その他	
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名		株式会社オブテージ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		基幹系システム統合基盤運用保守
①委託内容		基幹系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (サーバー設置場所、または中央情報処理センター内の情報システム室に) おける運用保守のみのため提供しない。
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 また、業務委託契約書において、再委託先には委託先と同等の特定個人情報保護に関する役務を課している。
	⑨再委託事項	統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務

委託事項5		バックアップ用媒体の運搬及び保管業務委託
①委託内容		災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬及び保管。 外部記憶媒体を保護ケースに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ケースを配送する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報の保管を専門の民間事業者に委託している。なお、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (鍵付の保護ケースに媒体を格納し、委託業者に預けている。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社NXワンビシアーカイズ大阪支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	本給付事務においては、中間サーバによる他市町村の令和6年度個人住民税課税情報照会時に一時的に特定個人情報ファイルを作成する。情報照会時に本市が作成した特定個人情報ファイルは令和6年度個人住民税課税情報取得後速やかに消去し、保管を行わない。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	本給付事務においては、中間サーバによる他市町村の令和6年度個人住民税課税情報照会時に一時的に特定個人情報ファイルを作成する。情報照会時に本市が作成した特定個人情報ファイルは令和6年度個人住民税課税情報取得後速やかに消去し、保管を行わない。
③消去方法	<大阪市における措置> 情報提供ネットワークシステムを用いて特定個人情報を照会し、情報連携を行う際に作成した特定個人情報ファイルは令和6年1月1日(令和6年度の個人住民税の賦課期日)時点の個人住民税課税情報取得後速やかに消去し、複数人によるダブルチェックを行うこととしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 定額減税補足給付金(不足額給付)支給対象者ファイル

宛名番号/履歴番号/区コード/漢字補記コード/住所コード/特別区コード/課税区コード/台帳番号/被扶養者台帳番号/居住地宛名番号/レコード区分/居住地有無区分/氏名(カナ)/氏名(漢字)/住所(漢字)/生年月日/照会先郵便番号/照会先市区町村住所1/照会先市区町村住所2/照会先市区町村名/相当年度/一連番号/帳票分割区分/事務所コード/送付先宛名番号/一次発送区分/電話番号/基本調査簿異動区分/郵便番号/課税資料区分/予備/処理年月日(照会管理)/情報照会内容電文メッセージID/情報照会内容レコード識別番号/特定個人情報名コード/情報照会条件/特別区コード/区コード/副本照会業務キー1/副本照会業務キー2/副本照会業務キー3/副本照会業務キー4/副本照会業務キー5/事務コード/事務手続コード/団体内統合宛名番号/情報提供者機関コード(委任元)/情報提供者機関コード/依頼元部署コード/照会側不開示コード/情報照会内容中間サーバ受付番号/情報照会内容中間サーバ受付明細番号/処理受付日時/情報照会結果取得要求電文メッセージID/情報照会結果取得要求レコード識別番号/情報照会進捗状況/電文結果コード/処理結果区分/処理結果詳細コード/照会ステータス(明細単位)/照会処理結果メッセージ(明細単位)/取りやめ事由コード/照会ステータス(特定個人情報名単位)/照会処理結果メッセージ(特定個人情報名単位)/不開示コード/処理年月日(副本情報)/事務コード/事務手続コード/特定個人情報名コード/情報照会内容電文メッセージID/情報照会内容レコード識別番号/情報照会条件/中間サーバ等登録日時/金融機関コード/金融機関コード・値無事由/金融機関名(カナ)/金融機関名(カナ)・値無事由/店番(支店コード)/店番・値無事由/支店名(カナ)/支店名(カナ)・値無事由/預貯金種目コード/預貯金種目コード・値無事由/口座番号/口座番号・値無事由/名義人氏名(カナ)/名義人氏名(カナ)・値無事由/記号(ゆうちょ銀行)/記号・値無事由/番号(ゆうちょ銀行)/番号・値無事由

2. 定額減税補足給付金(不足額給付)申請者(転入者)ファイル

団体内統合宛名番号/処理連番/中間サーバ受付番号/中間サーバ受付明細番号/情報照会者機関コード/情報照会者機関名称/照会委任元機関コード/照会委任元機関名称/部署コード/部署名称/事務コード/事務名称/事務手続コード/事務手続名称/情報提供者機関コード/情報提供者機関名称/提供委任元機関コード/提供委任元機関名称/受付日時/提供の求めの日時/有効期間終了日/照会ステータス(明細単位)/照会ステータス(明細単位)名称/照会側不開示コード/照会側不開示コード名称/取りやめ日時/取りやめ事由コード/取りやめ事由/照会処理結果メッセージ/処理連番の枝番/特定個人情報名コード/特定個人情報名/特定個人情報の版番号/情報照会条件/照会ステータス(特定個人情報名単位)/照会ステータス(特定個人情報名単位)名称/提供の日時/中間サーバ等登録日時/不開示コード/不開示コード名称/照会処理結果メッセージ/特定個人情報の項目コード/特定個人情報の項目名称/特定個人情報の項目の版番号/特定個人情報の項目の確定時点/特定個人情報の項目の修正日時/情報提供内容/情報提供内容名称/未設定事由/宛名番号/氏名(カナ)/氏名(漢字)/住所(漢字)/生年月日/課税年度/総所得金額等/合計所得金額/繰越控除額/雑損控除額/医療費控除額/小規模共済等掛金控除額/社会保険料控除額/生命保険料控除額/地震保険料控除額/配偶者特別控除額/配偶者控除等/扶養控除/16歳未満扶養者数/障害者控除/専従者控除額/所得控除合計額/課税所得額(課税標準額)/市町村民税__税額控除前所得割額/市町村民税__調整控除額/市町村民税__調整額/市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額/市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】/市町村民税__寄附金税額控除額/市町村民税__寄附金税額控除額【税源移譲前】/市町村民税__外国税控除額/市町村民税__配当控除額/市町村民税__配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額/市町村民税所得割額/市町村民税所得割額【税源移譲前】/市町村民税均等割額/都道府県民税所得割額/都道府県民税均等割額/居住用損失額/市町村民税所得割額(減免前)/市町村民税均等割額(減免前)/減免税額/所得税確定申告書の提出の有無/住民税申告書の提出の有無/住民登録外課税の有無/住民登録外課税者の課税地区町村コード/市町村民税__定額減税額/市町村民税所得割額(定額減税前)/市町村民税所得割額【税源移譲前】(定額減税前)/都道府県民税__定額減税額/都道府県民税所得割額(定額減税前)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 定額減税補足給付金(不足額給付)支給対象者ファイル、2. 定額減税補足給付金(不足額給付)申請者(転入者)ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	情報提供ネットワークシステムを通じた入手以外は行わない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムを通じた入手以外は行わない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	情報提供ネットワークシステムを通じた入手以外は行わない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムを通じた入手以外は行わない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。 ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から税務事務システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。 ・統合基盤システム(宛名情報等管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。 ・番号法に関係する事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務事務システムから情報提供ネットワークシステムに接続して情報照会を行う場合は、番号法に定められた事務の範囲で許可された情報のみを閲覧するようにシステムを構築する。 ・税務事務システム及び統合基盤システムは、番号法において各事務で提供が求められた情報のみを中間サーバに登録・変更できる仕組みとする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【認証方法】 <統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、IDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステムの的に変更を求める設定として いる。 【なりすまし防止策】 従事者には次の事項の遵守を求め、ユーザID、パスワードを適切に管理する。 ・ID、パスワードは第三者に知られないように管理する ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない ・パスワードは十分な長さ(8文字以上)とし、他の人物が想像しにくいものから構成する ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更する ・必要でない限りシステム間及び職員間でのパスワードの共有は行わないこと ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更す る ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離 れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる。	
アクセス権限の発効・失効の 管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<税務事務システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上必要なユーザIDを確認 し、権限を交付する。 【アクセス権限の失効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上不要となったユーザIDを 確認し、アクセス権限を回収する。 <統合基盤システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・統合基盤システムを操作する従事者の権限に応じたユーザID、アクセス権限の割付を行う。 【アクセス権限の失効管理】 ・担当替え等により操作権限を無くした者のユーザIDやアクセス権限について利用無効や権限削除を 行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<税務事務システムにおける措置> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・管理者に対して、定期的に管理台帳と設定状態との照合を行わせる。 <統合基盤システムにおける措置> ・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザID及び権限を付与する。 担当替え等の際は、システム管理者により利用を無効とする。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<統合基盤システム・税務事務システムにおける措置> ・税務事務システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操 作者は個人まで特定でき、記録は常用文書として管理する。 ・システム(バッチ処理)に関する特定個人情報の提供・移転による対象となる特定個人情報を特定で きるよう記録を常用文書として管理する。 ・統合基盤システムにて記録する操作ログの内、税務事務システムに関するものを、税務事務システ ムにて保管する。	
その他の措置の内容	・定期的にセキュリティ研修を実施する。 ・本番データに対する作業については、作業手順を作成の上、実施することで、誤操作による削除を 防止する。 ・操作ログを定期的にバックアップまたは、遠隔地にて保管することで誤操作や災害等による滅失等 に備える。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	【職員の情報管理】 ・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を原則として禁止している。 ・研修の実施等により、個人情報保護及び情報セキュリティ意識の向上を図る。 ・利用システムに関する情報セキュリティ実施手順及び知識について研修を行う。 ・税務事務システム、統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。 ・アクセス状況について解析、点検を定期的実施している。 【委託事業者の情報管理】 ・委託事業者に対しては目的外利用及び第三者への提供の禁止を契約で定めており、従事者の教育訓練を義務付けている。 【職員の違反措置】 ・違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時には懲戒処分の対象としており、事務外の使用を抑止している。 個人情報漏えい 個人情報の目的外利用 情報セキュリティポリシー違反	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	【職員の情報管理】 ・システムの運用に関わる職員を対象に、システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティ実施手順について研修を行うとともに、システム運用の手順をマニュアル等に整理する。 【委託事業者の情報管理】 ・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複製及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 <税務事務システムにおける措置> ・システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 ・原則、USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。なお、例外的に、外部記録媒体への書き込みを行う際は、管理者による承認の上で実施することとし、またその操作記録を取得している。 ・台帳管理された外部記録媒体の利用実績と操作記録を定期的に確認することで万一の不正複製等を検知する。 <統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【リスク】 悪意を持った担当者が事務外で特定個人情報を使用する。 【リスクに対する措置】 特定個人情報の取扱に係る研修を実施する等により、正当な理由のない提供、不正な利益目的による提供・盗用、職務上知り得た秘密を漏らしたとき又は盗用したとき等の番号法における罰則の強化をはじめ、地方税法、地方公務員法及び個人情報の保護に関する法律等における守秘義務、罰則、懲戒処分等について周知徹底し、けん制機能を働かせる。		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	＜業者選定時＞ ・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得若しくはISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けていることを義務付けている。 ＜契約時＞ ・契約書等において次の事項を定めている。 - ア 個人情報保護に関する規程、体制の整備 - イ 個人情報保護に関する安全管理措置 - ウ 情報セキュリティ対策の実施責任者の配置 ・適切な社内における情報保護管理体制が構築されているか、管理体制の説明を求め確認している。 ・必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査を実施する。
--------------------	--

[制限している] ＜選択肢＞
1) 制限している 2) 制限していない

委託契約書等に次の規定を設ける。

- ①アクセス権限を付与する従事者の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止している。
- ②データの機密保持に関する事項を明記し、委託処理の際にデータ保護に関する委託先の規程の確認を行っている。
- ③委託事業者に対しては業務外で使わないように委託契約書に定め、機密保護等の誓約書を提出等させている。
- ④委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを報告させている。

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

＜統合基盤システム・税務事務システムにおける措置＞

- ・特定個人情報記録されたサーバ等での作業については、事前に作業計画・手順の提出を求める。
- ・各作業における特定個人情報の取扱有無(参照・印刷・媒体出力等)を計画書にて記録している。
- ・システム作業に必要となるIDについては、原則、作業個人に交付し、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証としている。
- ・システム作業のためにサーバ等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードなど、個人化できないIDについては、当日の作業報告と照合することで作業者の特定ができる。
- ・サーバ等に対して行った操作ログを取得できる。
- ・上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、磁気テープにまとめて遠隔地に保管する。なお、記録は常用文書として管理する。
- ・定期的にシステム作業に必要となるIDのパスワード変更を行う。また、実際の登録内容が本市にて管理するものと相違ないことを確認することで、不正なIDやパスワードの設定を防止する。

[	定めている	]	＜選択肢＞	
			1) 定めている	2) 定めていない

- ・特定個人情報を第三者に提供する等の委託業務の再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得ることとしている。
- ・必要に応じて作業場所の立入検査を実施する。

- ・データの秘密保持に関する事項を遵守するように契約書等に明記する。
- ・データの無断使用及び第三者への提供の禁止を契約書等に明記する。
- ・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。

[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている	2) 定めていない
-----------	-------------------	-----------

契約書等に基づき取り扱ったデータ等については、不要となった時点で速やかに返還又は消去させること。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。 ・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める。 ・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供を禁止する。 ・個人情報等の外部への持ち出しを禁止する。 ・個人情報等を複写又は複製を禁止する(本市の同意を得た場合を除く)。 ・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能とする。 ・一括再委託等を禁止する。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・個人情報保護の遵守を契約書に記載している。 ・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付けている。 ・秘密保持義務に関し覚書を交わしている。
その他の措置の内容		損害賠償に関する内容を契約内容に記載し、けん制機能を働かせる。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<税務事務システムの運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。
リスクへの対策は十分か	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 [十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である]

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている] 2) 十分である

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である]

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【物理的対策】 <中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)サーバ室における対策> 特定個人情報を格納するサーバを設置する。サーバ室は次の対策を行っている。 ・サーバ室は無窓構造であり、入退室できるドアは1か所に限定しており、これらのドアもICカードと生体認証装置による入退室管理を行っている。 ・サーバ機器は施錠されたラック内部に格納されている。 ・サーバ室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。 ・サーバ室内に設置したサーバは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。 ・サーバ室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電氣的障害に対する措置を講じている。 ・職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏洩防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持ち込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持ち込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【ウイルス対策】 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、サーバ及び端末機に常駐させることで、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行っている。 ・ウイルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施している。 【不正アクセス対策】 ・税務事務システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットに接続できない。 ・税務事務システムにて利用する個人情報ファイルは、税務事務システム内の共有ファイルサーバ等に保存しており、インターネットに接続可能な社内情報系ネットワークに接続された端末に移動・保管する運用は行っていない。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 【その他】 ・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行っている。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	本給付事務においては、中間サーバによる公金受取口座情報照会時に一時的に特定個人情報ファイルを作成する。情報照会時に委託業者が作成した特定個人情報ファイルは公金受取口座情報取得後速やかに消去し、保管を行わない。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<委託業者における措置> 情報提供ネットワークシステムを用いて特定個人情報を照会し、情報連携を行う際に作成した特定個人情報ファイルは口座情報取得後速やかに消去し、複数人によるダブルチェックを行うこととしている。 <大阪市における措置> 情報提供ネットワークシステムを用いて特定個人情報を照会し、情報連携を行う際に作成した特定個人情報ファイルは令和6年1月1日(令和6年度の個人住民税の賦課期日)時点の個人住民税課税情報取得後速やかに消去し、複数人によるダブルチェックを行うこととしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	・「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」に基づく安全管理措置の実施と自己点検を定期的(年1回)に実施している。 ・個人情報の取扱いに関するチェック事項を定めるとともに、その履行確認を定期的(月1回)に行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者(情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。)が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。 ・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<税務事務システムにおける措置> ・本システムについて、システム利用部署の責任者(情報セキュリティ責任者)に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。 ・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムの情報セキュリティ実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。 ・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書(協定書)に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。さらに、委託事業者において、従業員に対してプライバシーマーク等の取得要件に定められている“個人情報に関する取扱いや法令等の遵守”について、教育(研修等)を実施させている。 ・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。 ・新たに税務事務に従事する職員には、特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。また、従事後は、年に1回以上、全職員を対象に、情報セキュリティ管理規程等に則した内容の集合研修又はeラーニング等による研修を実施している。 ・集合研修については複数回開催することで、未受講者への受講の機会を与え、全職員が受講できるようにしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
②請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
特記事項	大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載する。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	定額減税補足給付金(不足額給付)支給関係ファイル
公表場所	市民情報プラザ、大阪市ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市財政局税務部課税課 06-6208-7755
②対応方法	問合せ内容を十分聞き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 漏えい等に係る問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。

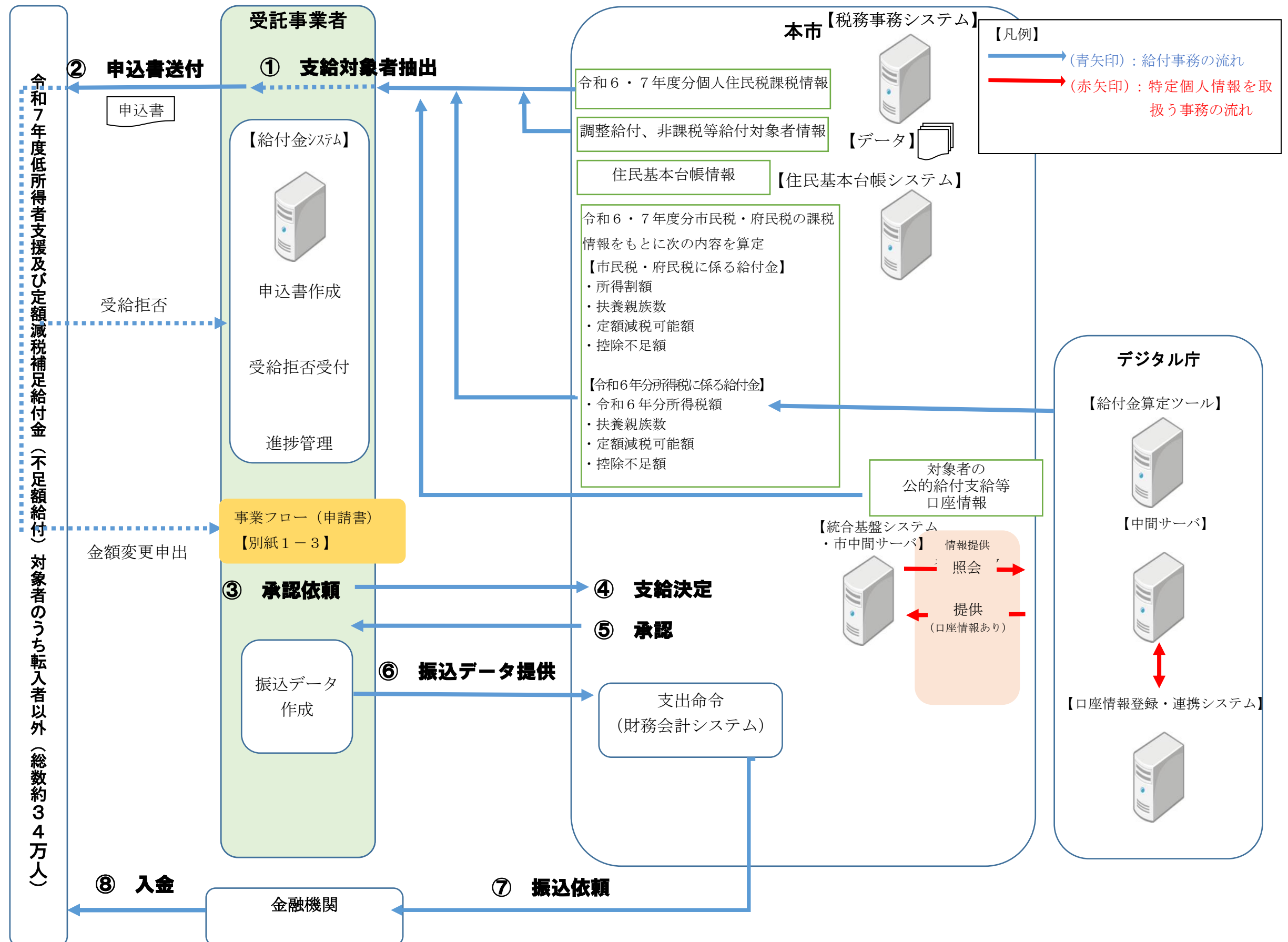
VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大阪市ホームページへの掲載並びに大阪市財政局税務部課税課及び市民情報プラザ(大阪市役所1階)での配架等により意見募集内容の閲覧を行い、郵送、FAX、電子メール又は窓口(大阪市財政局税務部課税課)への持参により意見を受け付けた。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	大阪市個人情報保護審議会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

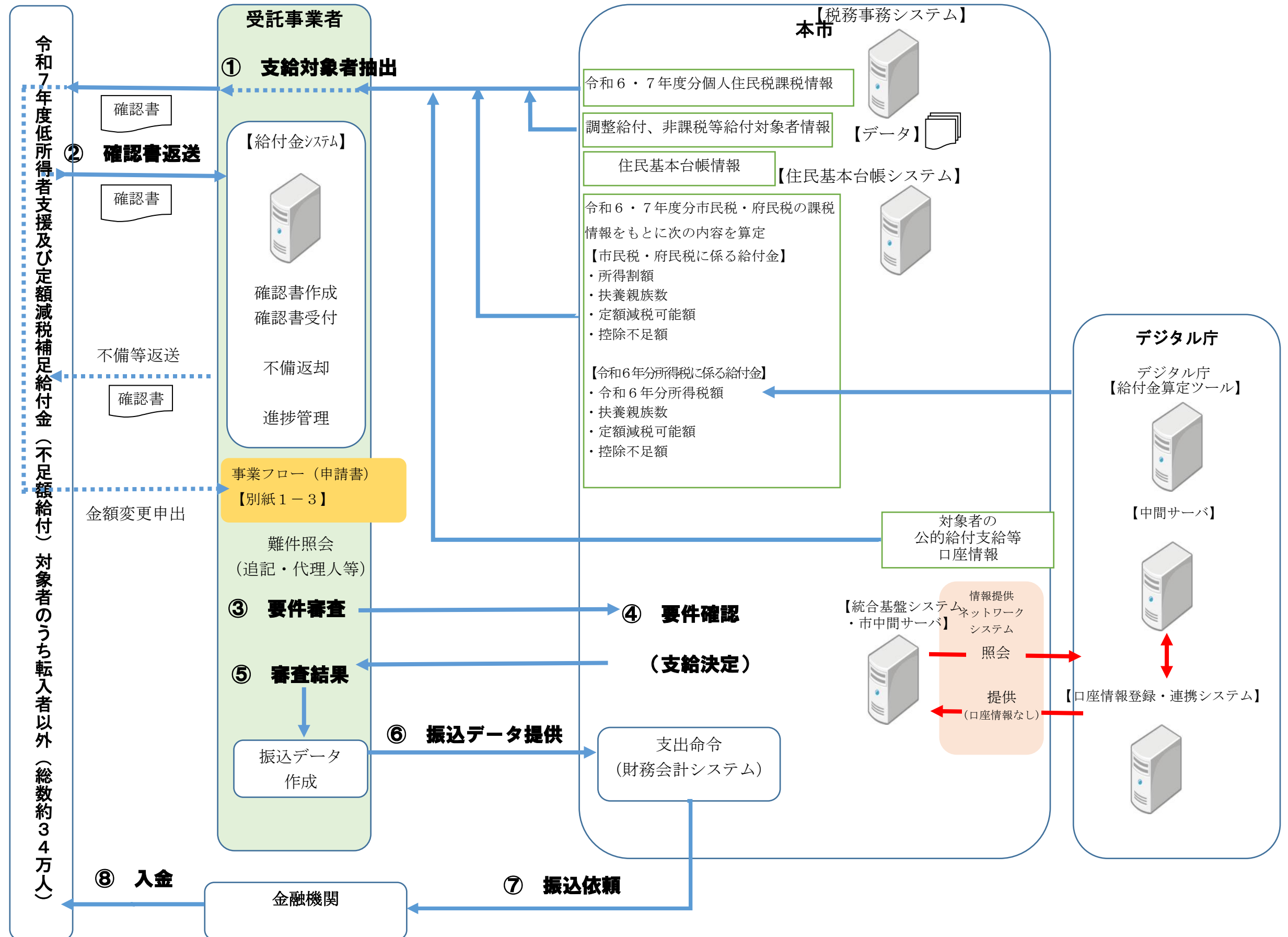
(別添3)變更箇所

[illegible]

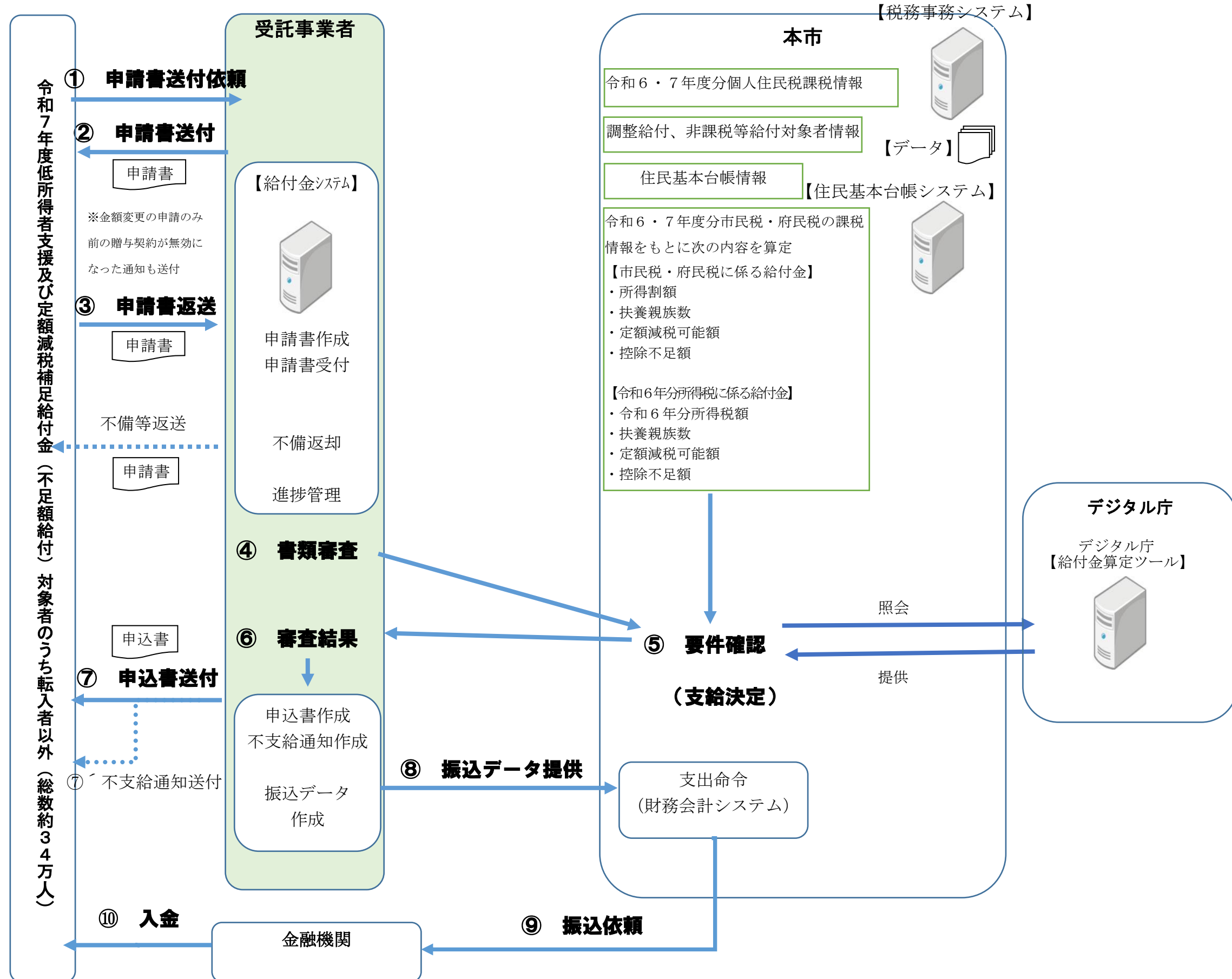
令和 7 年度低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付） 事業フロー（申込書）



令和 7 年度低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）事業フロー（確認書）



令和 7 年度低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）事業フロー（申請書：転入者以外）



令和 7 年度低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）事業フロー（申請書：転入者）

